

おわりに

以上、国有林問題について、「改正国有林野管理経営法」の批判的検討を含めて全5章にわたって検討してきた。特に、第5章では、国有林をいかにして「国民の共通財産」として実体化すべきかという点について考察を加え、その際の立脚点とすべき考え方、それを実現する国民参加を前提としたプロセスについて、具体的に何点かの提案した次第である。

この提言書が、今後、林野庁関係者、森林・林業関係者のみならず、広く一般国民にも拡散され、そのことにより、国有林問題が国民的議論の対象となり、やがて国民的合意が形成されることを切に期待して、本提言を世に送るものである。